柳川市公告第１６６号

柳川市が発注する柳川庁舎新館移転業務ついて、次のとおり条件付き一般競争入札に付します。

令和８年１１月１６日

柳川市長　松永　久

１　一般競争入札に付する事項

（１）件　　名　　柳川庁舎新館移転業務

（２）概　　要　　別添仕様書のとおり

（３）履行期間　　契約締結日から令和９年１０月３１日（日）

※工事の進捗により変更となる可能性があるため、詳細なスケジュールは、担当部署と協議して決定する。

（４）担当部署　　柳川市役所　総務部財政課　柳川庁舎再編係

〒８３２－８６０１

福岡県柳川市本町８７番地１

電　話　０９４４－７７－８１４４

ＦＡＸ　０９４４－７４－５５２０

E-mail　zaisei@city.yanagawa.lg.jp

２　入札参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（２）柳川市、国又はその他の公共団体から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている者でないこと。

（３）本店、支店又は営業所の所在地が福岡県内にあること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（５）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（６）国税及び地方税を滞納していないこと

（７）貨物自動車運送業法（平成元年法律第８３号）に基づく、一般貨物自動車運送事業の許可を取得していること。

（８）過去５年間において、地上２階建て以上の同種又は類似する事務所等の移転業務を元請けとして履行した実績を有すること。

（９）参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

３　入札参加手続き

（１）入札参加資格確認申請書及び仕様書等の入手方法等

①　入手期間

令和８年１１月１６日（月）から令和８年１２月７日（月）まで

②　入手場所

・柳川市公式ホームページ

（ＵＲＬ：https://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/sangyo/nyusatsu/）

・担当部署の窓口

ただし、市の休日を除く平日午前９時００分から午後５時００分まで

（２）入札参加資格申請の確認

入札に参加を希望する者は、次の入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

①提出書類

入札参加資格確認申請書（様式第１号）及び次の書類を併せて提出すること。

ⅰ）印鑑証明書（申請日以前３ヶ月以内のもの。写し可）

ⅱ）使用印鑑届（様式第２号）

ⅲ）誓約書兼同意書（様式第３号）

ⅳ）納税証明書又は未納の税額がないことの証明書

（国税及び地方税。申請日以前３ヶ月以内のものに限る。写し可）

ⅴ）一般貨物自動車運送事業許可証（写し可）

ⅵ）同種・類似業務履行実績調書（様式第４号）

２（８）に係る実績を日付の新しい順に５件以内で記入し、契約書の写しなど実績が確認できる資料を添付すること。

ⅶ）委任状（様式第５号）（委任する場合に提出）

②提出方法

１（４）に記載する部署（財政課柳川庁舎再編係）に、持参又は郵送（書留）による提出のみ受け付ける。

③提出締切

令和８年１２月７日（月）午後４時００分とする。

なお、郵送の場合は期限までに必着すること。

④入札資格確認結果通知

入札参加資格確認の申請をした者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を令和８年１２月８日（火）までにメールにて通知する。

4　仕様書等に関する質問及び回答

（１）質問方法

質問書（様式第６号）にて電子メールにより財政課柳川庁舎再編係に提出すること。なお、提出後には、電話により受信確認を行うこと。

（２）質問締切

令和８年１１月２７日（金）　午後４時００分

（３）質問に対する回答

質問に対する回答は、全入札参加者に令和８年１１月３０日（月）午後５時００分までにメールにて周知する。

※ただし、特定の質問に対する回答が事業者選定の公平性を損なうと判断した場合、当該質問には回答しない。

5　入札の方法

（１）提出書類

・入札書（様式第７号）

（２）提出期間　令和８年１２月８日（火）から令和８年１２月１６日（水）
午後４時００分必着

（３）提出場所　担当部署（柳川市役所　総務部財政課　柳川庁舎再編係）

（４）提出方法

① 持参または、郵送（書留）による提出のみ受け付ける。

② 入札書（様式第７号）は、任意の封筒に封入、封緘のうえ提出すること。なお、封筒には、入札書の件名、商号（名称）の記載とともに、「入札書在中」と朱書きすること。

（５）留意事項

① 入札参加者はこの要領及び、別添の仕様書等を熟覧の上、入札しなければ

ならない。

② 入札執行回数は、１回とする。

③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

④ 入札参加者は、既に提出した入札書の引換え、変更、取消又は返還を要求できない。

6　入札辞退について

（１）入札を辞退する場合は、令和８年１２月１６日（水）午後４時００分までに入札辞退届（様式第８号）を担当部署まで持参、又は郵送（書留）必着にて提出すること。

（２）入札辞退届を提出した後は、当該入札辞退届を撤回することはできない。

7　公正な入札の確保

（１）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（２）入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

（３）入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（４）入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8　開札

（１）日時及び場所

① 日時　令和８年１２月１７日（木）午後１時００分から

② 場所　柳川市役所柳川庁舎　第２会議室（３階）

（２）開札の立会い

① 入札参加者は、開札に立会うことができる。ただし、１業者１人に限る。

② 立会いを希望する者は、前日までに担当部署に連絡すること。代理人が出席する場合は、開札当日に立会委任状（様式第９号）を持参すること。

③ 立会い者が２人未満の場合、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

９　入札保証金

免除。

１０　契約保証金

契約締結日（落札決定の日の翌日から起算して市の休日を除く７日以内）までに契約金額の１００分の１０以上の額を納入すること。ただし、柳川市契約事務規則（平成１７年柳川市規則第４９号）第２９条各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。

１１　入札の無効

（１）入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後入札時点において入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

（２）次の各号の一に該当する入札は無効とする。

① 委任状を提出していない代理人がした入札

② 金額の記載のない入札

③ 金額を訂正した入札

④ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑤ 明らかに談合によると認められる入札

⑥ 入札者又は代理人の記名押印が無く、入札者が判明しない入札

⑦ 同一入札者が２以上の入札をした場合、当該入札参加者の全ての入札

⑧ その他入札に関する条件に違反した入札

１２　落札者の決定方法

（１）地方自治法第２３４条第３項に基づき、入札を行った者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とする。

（２）柳川市契約事務規則第１５条第２項に基づき、落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上ある場合は、くじにより決定する。なお、入札者のうち

開札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

（３）最低価格が予定価格を上回る場合は、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号に基づき、最低価格提示者と協議を行い、その結果、予定価格内の価格が提示されれば随意契約を行うものとする。

１３　落札通知

（１）落札者決定後、入札者の立会いがある場合は、口頭にて通知する。

（２）入札者の立会いがない場合は、電話にて落札者に通知する。

１４　契約の締結

柳川市契約事務規則その他関係規定に基づき、落札決定の日の翌日から起算して市の休日を除く７日以内に、契約を締結しなければならない。

１５　その他

（１）この公告の日から、開札日までの間に発注者及び担当者に不当に個別に接触したと判断できる場合、また社会通念を逸脱する接触行為と判断できる場合、競争入札参加資格を取り消す場合がある。

（２）この要領に定めるもののほか、この入札及び契約に関し必要な事項は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令及び柳川市契約事務規則並びに関係法令、例規によるものとする。